

中災防衛生セ発第6号  
令和6年5月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
福内 敏光 様

中央労働災害防止協会  
労働衛生調査分析センター  
所長 川本 俊弘  
(公印省略)

### 化学物質管理の規制に関する情報のご案内

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業活動につきまして格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年4月から、対象化学物質を製造または取り扱う事業場に対し、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任が義務付けられました。業種や事業場規模によらず対象となることから、当協会においては、令和4年10月以降、化学物質管理者等を養成するための研修を行い、既に1万人以上の方に受講いただいております。

対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物896種類）は、製造業だけでなく、建設業、林業、清掃業、保健衛生業、商業、飲食業などにおいて幅広く使用されていることから、様々な分野の方々に理解いただけるよう、研修事業や図書頒布等を行っております。今回、特に、厚生労働省が5月初めまでに公表した関連の技術基準等の最新情報にも対応しています。

8月からは、予備知識が十分でない初級者等向けの化学物質管理者研修（1日間）も開始します。厚生労働省からの通達で示された科目に準拠しており、業種・規模関わらずリスクアセスメントの基本から学びたい方にお勧めの内容としています。

また、業界団体や企業が主催して研修を実施する際には、講師を派遣するサービスも行っております。

化学物質管理に係る研修事業及び新刊・改訂図書リーフレットを別添のとおり送付いたしますので、貴会におかれましては、会員企業様ほか、関係団体様への周知につきましてお取り計らいのほど、宜しくお願い申し上げます。

お問合せ先：中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター  
健康開発課 梅津、赤木  
TEL 03-3452-6377 FAX 03-3452-4807  
E-mail: kagaku@jisha.or.jp

# 令和6年4月から選任義務化

## 化学物質管理者

対象  
化学物質（※1）を製造または取り扱う事業場

- 選任するための研修
- 化学物質管理者専門的講習（※2）  
（製造事業場向け・2日間）  
7/23-24、9/5-6ほか
  - 化学物質管理者研修  
（取扱事業場向け・1日間）  
（初級者等向け・1日間）  
6/14、7/16、8/21ほか

## 保護具着用管理責任者

対象  
化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

- 選任するための研修
- 保護具着用管理責任者選任時研修  
（上級コース・基本コース）  
7/5、7/10、10/8ほか

上記2種を

**選任するための研修**や実務研修を随時開催しています。



各事業場への  
**講師派遣**を希望の方はコチラ 



中災防 化学 研修

検索 

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州
						

（※1）労働安全衛生法令でリスクアセスメントが義務付けられている化学物質で、「リスクアセスメント対象物」という。現在は約900物質が対象で、令和8年4月までに約2,300物質が対象となる。

（※2）化学物質管理者専門的講習：リスクアセスメント対象物を製造する事業場における、化学物質管理者（安衛則第12条の5）の選任要件とされている研修です。

お問合せ 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター  
TEL : 03-3452-6377 E-mail : kagaku@jisha.or.jp

**JISHA**  
中災防